



27 逗 個 情 運 発 第 11 号  
2015 年（平成 27 年）7 月 15 日

逗子市長 平 井 竜 一 様

逗子市個人情報保護運営審議  
会 長 立 川 丈



個人の市民税及び県民税の賦課事務に係る個人情報の目的外提供及び  
本人通知の省略について（答申）

2015 年（平成 27 年）6 月 18 日付け、諮問第 11 号「個人の市民税及び県民税  
の賦課事務に係る個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について」に係る  
逗子市個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項ただし書の規定に  
基づく、目的外提供及び本人通知の省略につきましては、審議の結果、諮問の  
内容を適当と認め答申します。

以上